

ガス事業監査規程新旧対照表（案）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
ガス事業監査規程	ガス事業監査規程
（定義）	（定義）
第1条 この規程において使用する用語は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）において使用する用語の例による。	第1条 この規程において使用する用語は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）において使用する用語の例による。
（監査の範囲）	（監査の範囲）
第2条 ガス事業（次条において「事業」という。）の業務及び経理についての監査（以下単に「監査」という。）は、この規程の定めるところによる。	第2条 ガス事業（次条において「事業」という。）の業務及び経理についての監査（以下単に「監査」という。）は、この規程の定めるところによる。
（監査の目的）	（監査の目的）
第3条 監査は、事業の公益性に鑑み、 <u>ガス事業法及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）並びにこれらの法</u> に関連する政令及び経済産業省令等（以下「法令等」という。）の規定に照らして事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もってガスの使用者の利益を保護するとともに、事業の健全な発達を図ることを目的とする。	第3条 監査は、事業の公益性に鑑み、 <u>ガス事業法並びに同法</u> に関連する政令及び経済産業省令等（以下「法令等」という。）の規定に照らして事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もってガスの使用者の利益を保護するとともに、事業の健全な発達を図ることを目的とする。
（監査の原則）	（監査の原則）
第4条 監査は、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）及び経済産業局（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が適切な役割分担の下、相互に協調し、効率的にその目的を達成するように行われなければならない。	第4条 監査は、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）及び経済産業局（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が適切な役割分担の下、相互に協調し、効率的にその目的を達成するように行われなければならない。
2 監査は、 <u>ガス事業法及び改正法</u> の施行に必要な限度において行われなければならない。	2 監査は、 <u>ガス事業法</u> の施行に必要な限度において行われなければならない。

い。

(監査事項)

第5条 ガス事業法第170条及び改正法附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第5条の規定による改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）第45条の2の規定による次の各号に掲げる監査は、それぞれ当該各号に掲げる事項について行う。

- (1) 約款の運用等に関する監査 一般ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認一般ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）及び最終保障供給約款の運用（旧一般ガス事業者（改正法附則第13条第1項に規定する旧一般ガス事業者をいう。以下同じ。）が行う託送供給約款（旧一般ガス事業者が、旧ガス事業法第22条第1項ただし書の承認を受け、かつ、料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用を含む。）、特定ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認特定ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用（旧ガス導管事業者（改正法第5条の規定の施行の際現に旧ガス事業法第37条の7の2の規定による届出を行っている者をいう。）が行う託送供給約款（旧ガス導管事業者が、旧ガス事業法第37条の8において準用する旧ガス事業法第22条第1項ただし書の承認を受け、かつ、料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用を含む。）、ガス製造事業者が行うガス受託製造約款の運用並びに旧一般ガスみなしガス小売事業者（改正法附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者をいう。以下同じ。）が行う指定旧供給区域等小売供給約款の運用（旧一般ガス事業者が行う供給約款の運用を含む。）に関する事項
- (2) 財務諸表に関する監査 ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う会計の整理に関する事項
- (3) 部門別収支に関する監査 みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成29年経済産業省令第21号）で定めるところに従って旧一般ガスみなしガス

(監査事項)

第5条 ガス事業法第45条の2の規定による次の各号に掲げる監査は、それぞれ当該各号に掲げる事項について行う。

- (1) 約款の運用等に関する監査 一般ガス事業者が行う供給約款、選択約款及び託送供給約款（承認一般ガス事業者が託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用並びにガス導管事業者が行う託送供給約款（承認ガス導管事業者が託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用に関する事項
- (2) 財務諸表に関する監査 ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）で定めるところに従って一般ガス事業者及びガス導管事業者が行う会計の整理に関する事項
- (3) 部門別収支に関する監査 ガス事業部門別収支計算規則（平成16年経済産業省令第77号）で定めるところに従って一般ガス事業者が行う部門別収支の

<u>小売事業者</u>が行う部門別収支の計算に関する事項 (4) 託送供給収支に関する監査 <u>ガス事業託送供給収支計算規則</u> (<u>平成29年経済産業省令第23号</u>) で定めるところに従って<u>一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者</u>が行う託送供給収支の計算に関する事項 (5) 託送供給<u>等及びガス受託製造</u>に伴う禁止行為に関する監査 <u>ガス事業法第54条、第80条及び第92条の規定</u>に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項 (<u>旧ガス事業法第22条の4及び旧ガス事業法第37条の8において準用する旧ガス事業法第22条の4の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項を含む。</u>) (6) その他必要な事項に関する監査 <u>ガス事業法及び改正法</u>の施行に必要な限度において、第3条に定める監査の目的に照らし監査を行うことが必要であると認められる事項 (監査計画) 第6条 委員会は、監査の時期、監査の分担、監査の実施の箇所、監査事項の具体的な内容その他監査の実施に関する事項について、監査計画を定めるものとする。 2 電力・ガス取引監視等委員会事務局長（以下「事務局長」という。）は、前項の監査計画を定めるときは、あらかじめ、経済産業局長（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下「局長」という。）の意見を徴するものとする。 3 事務局長は、第1項の規定により監査計画を定めたときは、速やかに局長に通知するものとする。 4 局長は、前項の規定による通知を受けた監査計画を変更すべき事由が生じた場合は、遅滞なく委員会にその旨を通知するものとする。ただし、監査の分担のうち監査を実施する人数を変更しようとするときは、この限りでない。 (監査の実施) 第7条 監査は、監査を受ける<u>一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者</u>（以下「被監査事業者」という。）の営業所、事務所その他の事業場のうちいずれか一以上の箇所において実地監査の方	計算に関する事項 (4) 託送供給収支に関する監査 <u>ガス事業託送供給収支計算規則</u> (<u>平成16年経済産業省令第102号</u>) で定めるところに従って<u>一般ガス事業者及びガス導管事業者</u>が行う託送供給収支の計算に関する事項 (5) 託送供給に伴う禁止行為に関する監査 <u>ガス事業法第22条の4及び同法第37条の8において準用する同法第22条の4の規定</u>に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項 (6) その他必要な事項に関する監査 <u>ガス事業法</u>の施行に必要な限度において、第3条に定める監査の目的に照らし監査を行うことが必要であると認められる事項 (監査計画) 第6条 委員会は、監査の時期、監査の分担、監査の実施の箇所、監査事項の具体的な内容その他監査の実施に関する事項について、監査計画を定めるものとする。 2 電力・ガス取引監視等委員会事務局長（以下「事務局長」という。）は、前項の監査計画を定めるときは、あらかじめ、経済産業局長（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下「局長」という。）の意見を徴するものとする。 3 事務局長は、第1項の規定により監査計画を定めたときは、速やかに局長に通知するものとする。 4 局長は、前項の規定による通知を受けた監査計画を変更すべき事由が生じた場合は、遅滞なく委員会にその旨を通知するものとする。ただし、監査の分担のうち監査を実施する人数を変更しようとするときは、この限りでない。 (監査の実施) 第7条 監査は、監査を受ける<u>一般ガス事業者及びガス導管事業者</u>（以下「被監査事業者」という。）の営業所、事務所その他の事業場のうちいずれか一以上の箇所において実地監査の方法により行う。ただし、時宜に応じて書面監査の方法により行
--	---

法により行う。ただし、時宜に応じて書面監査の方法により行うことができる。 第8条 委員会及び局長は、監査を実施するに当たり、あらかじめ、被監査事業者に対して、<u>ガス事業法及び改正法</u>の規定に基づき、監査の実施に必要な限度において、その業務及び経理の状況に関し資料の提出を求めるものとする。 第9条 委員会及び局長は、あらかじめ、監査の実施期間、実地監査の場合においては実地監査を行う期間、実施の箇所及び監査事項の具体的な内容を被監査事業者に対し通知するものとする。 2 前項の通知は様式第1によるものとする。 第10条 監査を実施する者（委員会事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の職員の中から局長が指定する者をいう。以下「監査実施者」という。）は、実地監査を行うに当たっては、これを被監査事業者の営業時間内に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 2 監査実施者は、重要な帳簿、書類その他の物件の監査を行うに当たっては、その保管の責任者一人以上を立ち合わせなければならない。 3 監査実施者は、監査の妨害、拒否その他の重大な事故により監査の実施が困難であると認められるときは、監査を停止して直ちに上司にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。 第11条 監査実施者は、監査の実施に当たっては次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1）被監査事業者の業務の遂行に支障を及ぼさないよう留意すること。 （2）監査の実施に際して知ることができた秘密については、正当な理由がある場合を除き保持すること。 （3）常に品位を保持し、その信用を傷つけることのないように留意すること。 （4）常に穏健冷静な態度を持し、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取すること。	うことができる。 第8条 委員会及び局長は、監査を実施するに当たり、あらかじめ、被監査事業者に対して、<u>ガス事業法</u>の規定に基づき、監査の実施に必要な限度において、その業務及び経理の状況に関し資料の提出を求めるものとする。 第9条 委員会及び局長は、あらかじめ、監査の実施期間、実地監査の場合においては実地監査を行う期間、実施の箇所及び監査事項の具体的な内容を被監査事業者に対し通知するものとする。 2 前項の通知は様式第1によるものとする。 第10条 監査を実施する者（委員会事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の職員の中から局長が指定する者をいう。以下「監査実施者」という。）は、実地監査を行うに当たっては、これを被監査事業者の営業時間内に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 2 監査実施者は、重要な帳簿、書類その他の物件の監査を行うに当たっては、その保管の責任者一人以上を立ち合わせなければならない。 3 監査実施者は、監査の妨害、拒否その他の重大な事故により監査の実施が困難であると認められるときは、監査を停止して直ちに上司にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。 第11条 監査実施者は、監査の実施に当たっては次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1）被監査事業者の業務の遂行に支障を及ぼさないよう留意すること。 （2）監査の実施に際して知ることができた秘密については、正当な理由がある場合を除き保持すること。 （3）常に品位を保持し、その信用を傷つけることのないように留意すること。 （4）常に穏健冷静な態度を持し、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取すること。
---	--

第12条 監査実施者は、監査の実施後は、遅滞なく所属課室において監査内容について検討を行わなければならない。 2 監査実施者は、前項の検討を行った結果、<u>不適正な行為（法令等の規定に照らして違反する又は法令等の目的若しくは趣旨に照らして適切でない行為をいう。以下同じ。）</u>又はガスの適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項（以下「要報告事項」という。）が認められた場合は、原則、当該要報告事項に対する被監査事業者からの意見聴取及び事実確認を行うものとする。 3 監査実施者は、監査に必要な場合は、被監査事業者以外の<u>一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者</u>又はその他関係者に対し情報収集を行うものとする。 4 前項の情報収集において要報告事項が認められた場合は、被監査事業者に対する監査の実施の有無にかかわらず当該被監査事業者の要報告事項とみなし、原則、第2項の意見聴取及び事実確認を行うものとする。 5 監査実施者は、第1項から前項までの手続が終わり次第速やかに監査報告書を作成し、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員にあっては事務局長に、経済産業局の職員にあっては局長に、それぞれ提出しなければならない。 6 前項の監査報告書は様式第2によるものとする。 （局長による監査の結果の取扱い） 第13条 局長は、前条の監査報告書の提出があったときは、これを事務局長に送付しなければならない。 （事務局長による監査の結果の取扱い） 第14条 事務局長は、第12条第5項の監査報告書の提出及び前条の監査報告書の送付があったときは、監査の結果を委員会に報告しなければならない。 （監査の結果に関する公表） 第15条 委員会は、被監査事業者の正当な利益を害するおそれのない限りにおいて、前条の報告の要旨を公表するものとする。 2 前項の公表は次の各号に定めるところにより行うものとする。	第12条 監査実施者は、監査の実施後は、遅滞なく所属課室において監査内容について検討を行わなければならない。 2 監査実施者は、前項の検討を行った結果、<u>法令等に照らして問題がある事項</u>又はガスの適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項（以下「要報告事項」という。）が認められた場合は、原則、当該要報告事項に対する被監査事業者からの意見聴取及び事実確認を行うものとする。 3 監査実施者は、監査に必要な場合は、被監査事業者以外の<u>一般ガス事業者及びガス導管事業者</u>又はその他関係者に対し情報収集を行うものとする。 4 前項の情報収集において要報告事項が認められた場合は、被監査事業者に対する監査の実施の有無にかかわらず当該被監査事業者の要報告事項とみなし、原則、第2項の意見聴取及び事実確認を行うものとする。 5 監査実施者は、第1項から前項までの手続が終わり次第速やかに監査報告書を作成し、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員にあっては事務局長に、経済産業局の職員にあっては局長に、それぞれ提出しなければならない。 6 前項の監査報告書は様式第2によるものとする。 （局長による監査の結果の取扱い） 第13条 局長は、前条の監査報告書の提出があったときは、これを事務局長に送付しなければならない。 （事務局長による監査の結果の取扱い） 第14条 事務局長は、第12条第5項の監査報告書の提出及び前条の監査報告書の送付があったときは、監査の結果を委員会に報告しなければならない。 （監査の結果に関する公表） 第15条 委員会は、被監査事業者の正当な利益を害するおそれのない限りにおいて、前条の報告の要旨を公表するものとする。 2 前項の公表は次の各号に定めるところにより行うものとする。
--	---

(1) 公表の内容 - イ 監査の目的 - ロ 監査実施期間 - ハ 監査実施者及び実施の方法 - ニ 監査の内容 - ホ 監査の結果の取扱いの状況 (総論) 監査の実施状況、監査の内容及び指摘事項の状況 (各論) 指摘事項等の内容及びその取扱いの内容 (2) 公表の時期 原則として、監査実施年度終了後 3 月以内に公表する。 (3) 公表の方法 電力・ガス取引監視等委員会のホームページにおいて公表する。 (4) 公表に当たっての留意事項 公表に当たっては、被監査事業者の利益を害するおそれのないよう十分留意するとともに、指摘に関し当該被監査事業者に契約締結者等の第三者が存する場合には、当該第三者が特定されるおそれのある事項を公表しないよう十分留意するものとする。 <u>附 則</u> <u>この規程は、決定の日から施行する。</u> <u>附 則（平成 2 9 年●月●日付け●●電委第●号改正）</u> <u>（実施期日）</u> <u>第 1 条 この規程は、決定の日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>第 2 条 この規程の施行前にこの規程による改正前のガス事業監査規程の規定によ</u> <u>ってした手続その他の行為は、なお従前の例による。</u>	(1) 公表の内容 - イ 監査の目的 - ロ 監査実施期間 - ハ 監査実施者及び実施の方法 - ニ 監査の内容 - ホ 監査の結果の取扱いの状況 (総論) 監査の実施状況、監査の内容及び指摘事項の状況 (各論) 指摘事項等の内容及びその取扱いの内容 (2) 公表の時期 原則として、監査実施年度終了後 3 月以内に公表する。 (3) 公表の方法 電力・ガス取引監視等委員会のホームページにおいて公表する。 (4) 公表に当たっての留意事項 公表に当たっては、被監査事業者の利益を害するおそれのないよう十分留意するとともに、指摘に関し当該被監査事業者に契約締結者等の第三者が存する場合には、当該第三者が特定されるおそれのある事項を公表しないよう十分留意するものとする。
---	--

様式第1（第9条関係）

番 号
年 月 日

被監査事業者 名

（電力・ガス取引監視等委員会 印
経済産業局長 印）

ガス事業監査の実施について
（ 年度実施分）

上記の件について、（ガス事業法第170条又は電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第5条の規定による改正前のガス事業法第45条の2）の規定に基づき、下記のとおり監査を実施することとしましたので通知します。

記

1. 監査実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

（実地監査実施の日）

年 月 日から 年 月 日まで

2. 監査の実施箇所

様式第1（第9条関係）

番 号
年 月 日

被監査事業者 名

（電力・ガス取引監視等委員会 印
経済産業局長 印）

ガス事業監査の実施について
（ 年度実施分）

上記の件について、ガス事業法第45条の2の規定に基づき、下記のとおり監査を実施することとしましたので通知します。

記

1. 監査実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

（実地監査実施の日）

年 月 日から 年 月 日まで

2. 監査の実施箇所

3. 監査事項の具体的な内容

(注) 書面監査の場合は実地監査実施の日は記載しないこと。

様式第2 (第12条関係)

ガス事業監査報告書
(年度実施分)

I. 監査の種類	ガス事業監査
II. 監査事項の具体的内容	約款の運用等に関する監査 財務諸表に関する監査 部門別収支に関する監査 託送供給収支に関する監査 託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査 その他（ ）
III. 被監査事業者名	
IV. 監査の実施箇所及び所在地	
V. 監査実施方法	実地監査 書面監査
VI. 監査実施期間	自 年 月 日 至 年 月 日 （実地監査実施の日 ）
VII. 提出年月日	年 月 日

3. 監査事項の具体的な内容

(注) 書面監査の場合は実地監査実施の日は記載しないこと。

様式第2 (第12条関係)

ガス事業監査報告書
(年度実施分)

I. 監査の種類	ガス事業監査
II. 監査事項の具体的な内容	約款の運用等に関する監査 財務諸表に関する監査 部門別収支に関する監査 託送供給収支に関する監査 託送供給に伴う禁止行為に関する監査 その他（ ）
III. 被監査事業者名	
IV. 監査の実施箇所及び所在地	
V. 監査実施方法	実地監査 書面監査
VI. 監査実施期間	自 年 月 日 至 年 月 日 (実地監査実施の日)
VII. 提出年月日	年 月 日

〔監査実施者〕

監査実施者 A（官職） （氏名） 印
 監査実施者 B（官職） （氏名） 印
 監査実施者 C（官職） （氏名） 印
 監査実施者 D（官職） （氏名） 印

- （記載注意） 1. 監査事項の具体的内容及び監査実施方法は、該当しないものを削除すること。
2. 監査事項の具体的内容のその他の（ ）には、ガス事業監査規程第5条第6号に基づき実施した監査事項の具体的内容を記載すること。
3. 監査の実施箇所及び所在地は、ガス事業監査規程第7条に基づき監査を実施した営業所、事務所及び事業場の名称並びにその所在地を記載すること。
4. 監査実施者数に応じ、監査実施者をアルファベットで表すこととし、以下の様式においては、このアルファベットを用いて記載すること。
5. 監査実施期間の（ ）には、実地監査を行った場合には当該実地監査を行った日を記載し、実地監査を行わなかった場合には削除すること。
6. 本報告書は、同一時期に実施した実地監査又は書面監査を被監査事業者ごとに作成すること。ただし、同一の被監査事業者の二以上の営業所、事務所その他の事業場に対し、同一時期に監査を実施した場合で、監査実施者が同一の場合は、まとめて作成しても差し支えない。

I 実施した監査事項の概要

年 月 日			曜日	A	B	C	D

〔監査実施者〕

監査実施者 A（官職） （氏名） 印
 監査実施者 B（官職） （氏名） 印
 監査実施者 C（官職） （氏名） 印
 監査実施者 D（官職） （氏名） 印

- （記載注意） 1. 監査事項の具体的内容及び監査実施方法は、該当しないものを削除すること。
2. 監査事項の具体的内容のその他の（ ）には、ガス事業監査規程第5条第6号に基づき実施した監査事項の具体的内容を記載すること。
3. 監査の実施箇所及び所在地は、ガス事業監査規程第7条に基づき監査を実施した営業所、事務所及び事業場の名称並びにその所在地を記載すること。
4. 監査実施者数に応じ、監査実施者をアルファベットで表すこととし、以下の様式においては、このアルファベットを用いて記載すること。
5. 監査実施期間の（ ）には、実地監査を行った場合には当該実地監査を行った日を記載し、実地監査を行わなかった場合には削除すること。
6. 本報告書は、同一時期に実施した実地監査又は書面監査を被監査事業者ごとに作成すること。ただし、同一の被監査事業者の二以上の営業所、事務所その他の事業場に対し、同一時期に監査を実施した場合で、監査実施者が同一の場合は、まとめて作成しても差し支えない。

I 実施した監査事項の概要

年 月 日			曜日	A	B	C	D

〔監査の実施に当たり特に留意した事項〕	〔監査の実施に当たり特に留意した事項〕
〔監査の実施に当たり生じた特別の事項〕	〔監査の実施に当たり生じた特別の事項〕
Ⅱ 監査総評	Ⅱ 監査総評
Ⅲ <u>－ 1 不適正な行為－</u>重要な指摘事項	Ⅲ 重要な指摘事項
Ⅲ <u>－ 2 不適正な行為－</u>その他の指摘事項	Ⅳ <u>記載の誤り等軽微と思われる指摘事項</u>
Ⅳ <u>ガスの適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項</u>	Ⅴ <u>ガスの適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項</u>
Ⅴ <u>その他報告すべき事項</u>	Ⅵ <u>その他報告すべき事項</u>

(記載要領)

(1) 不適正な行為に係る指摘事項として整理するもの

被監査事業者の不適正な行為について、当該行為の重大性・悪質性（例えば、ガス事業の健全な発達への支障の程度、需要家等の利益の被害の程度、当該行為が行われた期間や反復性・継続性等）、当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性、被監査事業者による対応の適切性・自主性といった要素や、それ以外に考慮すべき要因がないかどうかを吟味の上、「重要な指摘事項」又は「その他の指摘事項」のいずれかに整理して記載する。

(削除)

(2) ガスの適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項として整理するもの

例えば、「適正なガス取引についての指針」（平成29年2月6日公正取引委員会・経済産業省。その後の改訂を含む。）に規定された「望ましい行為」の取組状況等、不適正な行為ではないものの、ガスの適正な取引の確保を図る上で報告する必要があると思われる事項を記載する。

(3) その他報告すべき事項として整理するもの

上記(1)及び(2)の他、不適正な行為ではないものの、各事業者の法令等の解釈の違いにより、各事業者共通の問題でありながら、その整理が各社各様となっているような事例等、特記すべきと思われる事項を記載する。

(記載要領)

(1) 重要な指摘事項として整理するものの例

ガス事業法並びに同法に関連する政令及び経済産業省令等（以下「法令等」という。）の規定に照らして違反していると思われる事項であって、

イ. 当該違反により需要家に及ぼす影響が重大であると思われる場合

ロ. 決算上の収支又は資産、負債勘定等に及ぼす影響が重大であると思われる場合

ハ. 過年度において指摘された事項（軽微な事項も含む）について、依然として改善がなされていない場合

(2) 記載の誤り等軽微と思われる指摘事項として整理するものの例

法令等の規定に照らして違反していると思われるものの、

イ. 当該違反により需要家に及ぼす影響が軽微であると思われる場合

ロ. 決算上の収支又は資産、負債勘定等に及ぼす影響が軽微であると思われる場合

(3) ガスの適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項として整理するものの例

法令等に照らして違反してはいないものの、ガスの適正な取引の確保を図る上で報告する必要があると思われる場合

(4) その他報告すべき事項として整理するものの例

上記(1)から(3)の他、法令等に照らして違反はしていないものの、各事業者の法令等の解釈の違いにより、各事業者共通の問題でありながら、その整理が各社各様となっているような事例等、特記すべきと思われる場合